

管理番号：

お問い合わせの際は、この番号でお願いします。

◆お問合せ先

環境省(法人番号1000012110001)

犬と猫のマイクロチップ情報登録

環境大臣指定登録機関

公益社団法人日本獣医師会

紙による申請対応窓口

電話番号：03-6758-6170

■ 登録手続きのご案内(登録申請書)

1. はじめに

マイクロチップを装着し、初めて登録を行う方の登録申請書です。

「登録申請書」のご送付の際、「マイクロチップ装着証明書」(原本又は写し)が必要です。

2. お手元に届いている書類の確認

書類に不足がありましたら、使用せずにご連絡ください。

<お送りした書類> ・登録手続きのご案内／個人情報保護方針(1枚:この用紙) ・登録申請書(1枚)
・記入に関する注意事項／コード一覧(1枚) ・コンビニ払込取扱票(1枚) ・返信用封筒

3. 登録申請書の記入

別紙「記入に関する注意事項」を参考に記入してください。

4. 手数料のお支払い

「払込取扱票」を用いて、コンビニエンスストアで手数料をお支払いください。「登録申請書」の裏面の下部「払込受領証貼付欄」に受領印のある「払込受領証」を剥がれないようにしっかりと貼ってください。

※郵便振替で手数料のお支払いを行う場合は、郵便局に備え付けの振替用紙に必要な事項をご記入の上、お支払いください。お支払い方法、必要事項等は、「郵便振替によるお支払いについて」を参照してください。

5. 封入・発送

「登録申請書」および「マイクロチップ装着証明書(原本又は写し)」を返信用封筒に同封の上、切手を貼って送付してください。

6. 登録完了

手続き完了後に「登録証明書」が登録された住所へ郵送で送付されます。なお、メールアドレスを登録された場合はメールにて「登録証明書」が届きます。※お急ぎの場合はメールアドレスをご記入ください。

- 申請書に不備等があった場合は申請者の方にご連絡(メール又は電話)を致します。
ご連絡が取れず又は折り返しのご連絡が無い場合は申請書類到着後の3営業日後に書類一式を返却します。
- 「申請書」の不備・郵便事情等が原因で「登録証明書」の到着が遅延した場合、申請者が被る損害について、当方では一切の責任は負いません。
- 地震、火災、自然災害及び郵便事故が原因で「登録証明書」の送付が遅延することがあります。
- お急ぎの場合は、オンラインからの申請を推奨いたします。
犬と猫のマイクロチップ情報登録：<https://reg.mc.env.go.jp/>

管理番号：